



第3回プラチナ大賞 | 募集要項

プラチナ大賞運営委員会

1 「プラチナ大賞」の目的

「プラチナ大賞」は、『エコロジーで、資源の心配がなく、老若男女が全員参加し、心もモノも豊かで、雇用がある』プラチナのように光り輝く「プラチナ社会」を目指す、全国各地の取り組みを称える「賞」。「プラチナ社会」の意義を広く社会に発信することを目的に創設され、今回で第3回目を迎えます。

過去2回のプラチナ大賞の様子や受賞団体・企業の取り組み内容は、多くのメディアで紹介されました。

プラチナ構想ネットワークでは、「プラチナ大賞」の実施を通して、いまだ世に知られていない先進的・意欲的な取り組みも含め、より多くの事例を社会に向けて発信し、「プラチナ社会」の理念や具体的な取り組みの理解・浸透を図っていきたいと考えています。

2 募集内容

1) 応募主体

プラチナ構想ネットワークの自治体会員、法人会員、特別会員を応募の対象とします。

また、会員と非会員の共同事業の場合は、共同応募が可能です。

2) 募集対象

以下のコンセプトに沿った「取り組み」を広く募集いたします。

◎「プラチナ社会」の必要条件、すなわち「エコロジーで」「資源の心配がなく」「老若男女が全員参加し」「心もモノも豊かで」「雇用がある」のすべて、またはこれらの一部の実現を目指して行われている「取り組み」であること

◎上記プラチナ社会の必要条件を踏まえ、当該取り組みの有意性が明確にイメージできるような、特定分野あるいは複数分野の課題解決に繋がる具体的な「取り組み」であること（またはその組合せ）

※同一会員による複数の応募が可能です。

※また過去にご応募いただいた取り組みについても、

その進捗や最新の状況を加味していただいたうえで、再度ご応募いただくことも可能です。

3 応募方法

応募資料（所定の応募用紙および参考資料）を
プラチナ大賞運営委員会事務局宛にメール添付にて提出ください。

pt-taishou@platinum-network.jp

その際、メールのタイトル（件名）は、『「プラチナ大賞」応募書類送付 【団体名】』としてください。
なお、募集要項並びに応募用紙はプラチナ構想ネットワークのホームページからダウンロードできます。

<http://platinum-network.jp/pt-taishou/>

4 応募先・問い合わせ先

プラチナ大賞運営委員会

[事務局：プラチナ構想ネットワーク事務局 保木（やすき）、大竹]

TEL：03-6705-6216

E-mail：pt-taishou@platinum-network.jp

5 応募締切

2015年7月21日（火） 17時 ※必着

6 審査

1) 審査基準

「プラチナ大賞」審査の主なポイント（P4）のとおりです。

2) 審査方法

審査の手順は以下のとおりです。

一次審査：応募資料（応募用紙と参考資料）による書類審査

最終審査：会員ご本人等によるプレゼンテーションを実施のうえ審査

※一次審査・最終審査の結果は、プラチナ構想ネットワークのホームページにて公表します。

3) スケジュール

募集開始 2015年 5月27日（水）

応募締切 2015年 7月21日（火）17時 ※必着

一次審査 2015年 9月 9日（水）

最終審査 2015年 10月23日（金）

4) 審査委員

審査委員は下表のとおりです（敬称略）。

委員長	吉川 弘之	元東京大学 総長 東京大学 名誉教授 産業技術総合研究所 最高顧問 日本学術振興会 学術最高顧問
副委員長	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科 教授
委員	秋山 弘子	東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授
委員	石戸 奈々子	NPO 法人 CANVAS 理事長 デジタルえほん 代表取締役社長
委員	西條 都夫	株式会社日本経済新聞社 編集委員兼論説委員
委員	鈴木 克明	株式会社フジテレビジョン 常務取締役
委員	月尾 嘉男	東京大学 名誉教授
委員	増田 寛也	日本創生会議 座長 東京大学公共政策大学院 客員教授

（委員については 50 音順にて表記）

7 各賞・表彰

2015年10月23日（金）開催予定の「第3回プラチナ大賞 最終審査発表会・表彰式」にて行います。

- ・大賞…………… 1件ないし2件 [賞状及び副賞（トロフィー）]
- ・優秀賞…………… 若干数 [賞状及び副賞（トロフィー）]
- ・審査委員特別賞…………… 若干数 [賞状及び副賞（トロフィー）]
- ・総務大臣賞…………… 1件 [賞状]
- ・経済産業大臣賞…………… 1件 [賞状]

なお、各賞受賞自治体は、「プラチナシティ」として認定されます。

<http://platinum-network.jp/platinum-city/index.html>

8 応募上の留意事項

- ◎参考資料がある場合は、取り組みの内容を把握・理解するうえで必要な最小限の分量とし、A4サイズの電子データに加工のうえ、応募用紙とあわせて送付してください。
- ◎画像等を参考資料の一部として用いることも可能です。
ただし、第三者の著作権、肖像権、プライバシー等を侵害することのないよう十分ご注意ください。
- ◎ご応募いただいた取り組みの内容は、「プラチナ構想ハンドブック」等プラチナ構想ネットワークの活動において活用させていただくことがあります。あらかじめ、ご了承ください。
- ◎応募資料受領後、事務局等から内容の問い合わせを行う場合がありますので、その際は、ご対応のほどよろしくお願いたします。

以上

〈主催〉プラチナ構想ネットワーク（会長：小宮山宏）
プラチナ大賞運営委員会（委員長：増田寛也）
〈後援〉総務省、経済産業省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、特別区長会

「プラチナ大賞」審査の主なポイント

「第3回プラチナ大賞」は、以下のポイントを選考基準として審査します。

1) 共通審査基準

「プラチナ社会」を体現している、または体現を目指している取り組みであることを前提として、以下の①～⑦のポイントに着眼して総合的に審査します。

① 社会的ニーズへの対応

大きく変化する社会的ニーズを的確に捉えているか。目の付け所は正しいか。

② 創造性・革新性

アウトプットや、取り組みのプロセス自体に新しい発想や工夫がみられるか。
イノベーションや新産業の創出などの波及効果が期待できるか。

③ 実効性

当該取り組みは、効果の認められ得る有効な課題解決策となっているか。
社会や地域に対する明確な効果があったか、あるいは期待できるか。

④ 協働の実現

産（企業）官（自治体）民（市民）学（大学等）などの複数のステークホルダーが連携し、それぞれが持てる力を十分に発揮できるような実行的な体制によって、取り組みが進められているか。

⑤ 持続可能性

取り組みを継続・発展させるうえで、安易に公的資金に頼ることのない運営を志向し、持続可能な設計・仕組みとなっているか。
また、取り組みを安定的に継続・発展させるための体制・仕組みづくりが実現されているか。

⑥ 国内他地域への展開

国内他地域への横展開も想定した設計・仕組みか。
さらに、横展開の働きかけを主体的に行い、それを実現しているか。

⑦ 海外への展開

取り組みは、海外への展開を想定した設計・仕組みか。

2) 大臣賞審査基準

総務大臣賞、経済産業大臣賞については、上記共通審査基準に加え、以下の観点から取り組みの審査を行い、総合的に優位な取り組みを表彰します。

① 総務大臣賞

- ◎地域の特色を活かした取り組みとなっているか。
- ◎取り組みの成果として、新たな価値を生み出すようなコミュニティの活性化や社会システムの構築などに係る効果を認められるか、又は認められる見込みがあるか。

② 経済産業大臣賞

- ◎取り組みを実装する場があり、
地方自治体と民間事業者等とのパートナーシップにより実現されている取り組みか。
- ◎社会の課題を解決する革新的なビジネスモデルを提示しているか。
- ◎取り組みの成果として、商工業等の発展や雇用創出に係る効果を認められるか、
又は認められる見込みがあるか。